

- Q1 「未来・ふくしまっ子」は誰でも申込みできますか？**  
**A1** 「未来・ふくしまっ子」は、30歳未満の個人のお客さまのうち、直系尊属である祖父母さまなどとの間に贈与契約を締結され教育資金の贈与を受けられた方(受贈者)が対象となります。なお、受贈者の前年の合計所得が1,000万円を超える場合は対象外となります。
- Q2** **すでに学校に教育資金の支払いを行ってしまっているが、今から「未来・ふくしまっ子」に申込みれば、後からでも非課税措置を受けられますか？**  
**A2** 本商品をお申込みいただき、「教育資金専用口座」の開設日以降に支出された教育資金が非課税措置の対象となるため、お申込み前にすでにお支払いされている教育資金は対象外となります。
- Q3** **祖父と祖母など、複数の直系尊属から贈与を受け、預け入れすることはできますか？**  
**A3** お孫さまなどお一人につき、1,500万円の限度内であれば、複数の方から贈与を受け、預け入れることは可能です。
- Q4** **口座からの引き出しをするためにはどのような手続きをすればよいですか？**  
**A4** 本商品のお申込みをされた店舗(お取扱店)に、教育資金をお支払いされたことを証明するための領収書等をご提示ください。

## お申込みにあたってご準備いただくもの

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お孫さまなどのご本人確認書類(原本)  | 保険証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)など                                                                                                                                                                                                                            |
| お孫さまなどの個人番号確認書類(原本) | 非課税申告に際し、マイナンバーをご提示いただく必要がありますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。<br>・個人番号カード<br>・「通知カードまたは個人番号が記載された住民票等」+運転免許証等のご本人確認書(※)<br>※写真付でないご本人確認書類の場合は、2種類の確認書類が必要となります。                                                                                                       |
| お孫さまなどのご印鑑          | 新規に口座を開きいただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。                                                                                                                                                                                                                          |
| 戸籍謄本または住民票(原本)      | 祖父母さまなどとお孫さまなどの関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)または住民票をご用意ください。<br>※同時にお2人以上のお孫さまの口座を作成される場合は、お孫さまごとにご用意ください。                                                                                                                                                 |
| 受贈者の前年の所得確認書類(原本)   | お孫さまなどの受贈者において、本非課税措置で贈与を受ける年の前年に所得がある場合、前年の所得が確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票、給与明細書など)。                                                                                                                                                                                 |
| 贈与契約書(原本)           | 店頭に雛形をご用意しております。口座の開設に先立ち、事前に祖父母さまなどとお孫さまなどとの間で締結していただきます。<br>※贈与契約書の締結後、(契約日より)2ヵ月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要がございます。<br>※贈与契約書の雛形は当行窓口にご用意しております。                                                                                                               |
| 非課税申告書(原本)          | 店頭にご用意しております。※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。                                                                                                                                                                                                                     |
| 贈与資金                | 贈与資金については、以下の方法などにより予めご確認ください。<br>○すでに当行にあるお孫さまなどの口座に予め入金していただき、教育資金専用口座開設の後に本口座へ振り替えていただきます。この場合、お孫さまなどがすでに当行にお持ちの口座の通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。<br>○すでに当行にある祖父母さまなどの口座に予め入金していただき、教育資金専用口座開設の後に本口座へ振り替えていただきます。この場合、祖父母さまなどの通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さまなどにもご来店いただきます。 |

東邦銀行ハローサービスセンター

0120-14-8656

受付時間/平 日9:00~17:00  
土・日9:00~16:00  
(祝日・年末年始を除きます。)

東邦銀行ホームページ

<https://www.tohobank.co.jp/>©2023年4月1日現在  
Y-17(営統017-03)

# 教育資金専用口座 未来・ふくしまっ子



教育資金であれば  
最高**1,500万円**まで  
贈与税が非課税

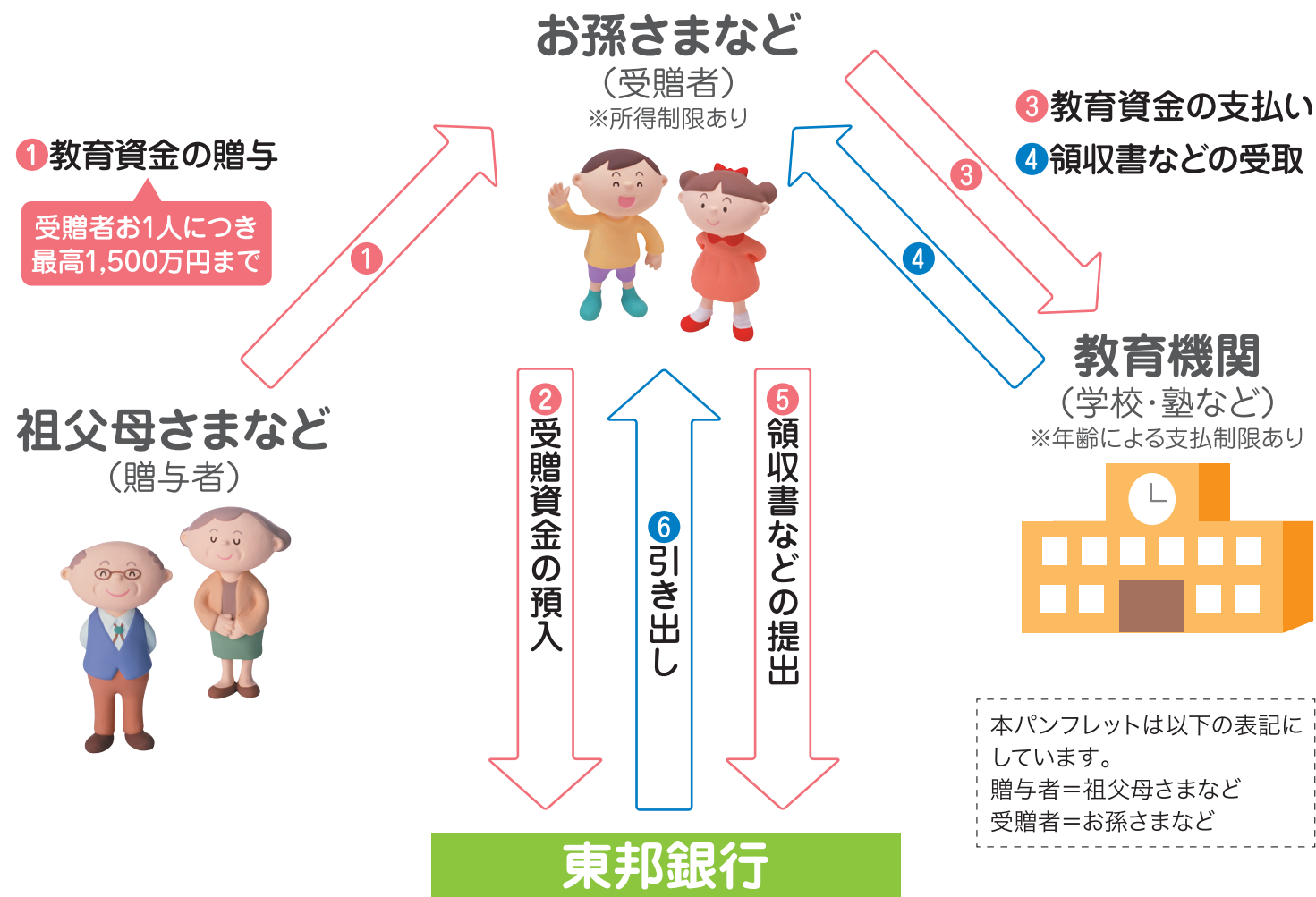
お申込期限  
**2026年3月31日**  
まで

教育資金専用口座「未来・ふくしまっ子」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)」の適用対象商品です。なお、適用にあたっては条件が定められていますのでご注意ください。  
※お孫さまなど(受贈者)が既に他の金融機関にて教育資金の非課税措置に係る専用口座等を開設されている場合、当行でのご契約はできません。  
本口座はお孫さまなど(受贈者)お1人あたり、1金融機関(1店舗)のご利用に限定されています。



すべてを地域のために  
**東邦銀行**

## 📎 制度のイメージ図



## 📎 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の4つのポイント

ポイント  
1

### 最高1,500万円までが非課税対象

祖父母さまなどから一括贈与で受け取られた資金を、お孫さまなどが教育資金の目的で30歳になられるまでにご使用された場合、最高1,500万円までが贈与税非課税の対象となります。  
※教育資金として使われなかった資金は贈与税の課税対象となります。  
※30歳になられた日に一定の条件を満たしている場合、非課税措置が継続されます。

ポイント  
2

### 学校などの入学金・学費のほか、お孫さまなどが23歳未満であれば、塾や習い事などの費用も対象

教育資金には、高校・大学などの学校に支払われたもののほか、塾や習い事などの費用も対象となります。  
※塾や習い事などの費用については、500万円(上記1,500万円の範囲内)が限度となります。  
※支払い対象の費用は年齢などで制限があります。

ポイント  
3

### 非課税措置を受けるためには銀行口座の開設などのお手続きが必要

非課税措置を受けるためには、お孫さまなどのご名義の銀行口座を開設するなどのお手続きが必要となります。  
※教育資金専用口座「未来・ふくしまっ子」は、本非課税措置に対応した商品です。

ポイント  
4

### 教育資金お支払い時の領収書などを提出

非課税措置を受けるためには、教育資金に充当されたことを証明する領収書などを銀行などに提出する必要があります。期限までに提出できなかった場合には、非課税措置を受けることができません。

## 📎 教育資金の範囲

詳しくはお近くの店舗にお問い合わせください。  
また文部科学省のホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

### 学校などに直接支払った費用

- 1 入学金、授業料、入学試験検定料、施設設備費 など
- 2 学用品購入費、修学旅行費、学校給食費 など

「学校など」とは？  
(a) 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校 など  
(b) 海外の日本人学校、国際的な認証機関の認証を受けたインターナショナルスクール など  
(c) 保育所、保育所に類する施設、認定こども園 など

### 学校など以外に支払った費用

- 3 学習塾やそろばん教室など教育に関する習い事の月謝 など
  - 4 スポーツ(水泳、野球など)または文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)の月謝 など
  - 5 ③および④で使用する物品の購入費用 など
  - 6 ②に係る費用のうち、学校が必要と認めたもの
- ※③～⑥はいずれも、社会通念上、必要と認められるものに限られます。  
※③～⑤はお孫さまなどが23歳以上の場合、対象外となる費用があります。

500万円が限度

1,500万円が限度

## 📎 教育資金専用口座「未来・ふくしまっ子」の概要

|           |                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご利用いただける方 | 直系尊属の方から贈与を受けられた30歳未満のお客さま。ただし、受贈者において本非課税措置で贈与を受ける年の前年の合計所得が1,000万円を超えていない方。                                                                   |
| 預金種類・適用金利 | 普通預金・店頭表示金利(普通預金利率)                                                                                                                             |
| お申込み期限    | 2026年3月31日まで                                                                                                                                    |
| お申込み方法    | 当行の窓口にてお申込み(口座開設)いただけます。<br>※インターネットやご郵送でのお申込みはお受けしておりません。                                                                                      |
| 最低お預け入れ額  | 1円以上(1円単位)                                                                                                                                      |
| お預け入れ限度額  | 1,500万円まで(贈与契約書に記載の金額)<br>※複数回の贈与によりお預け入れされる場合には、累計1,500万円までとなります。<br>※利息はお預け入れ限度額に含みません。                                                       |
| お預け入れ期限   | 2026年3月31日まで                                                                                                                                    |
| お預け入れ方法   | お申込みいただいた口座開設店(以下「お取引店」とします。)の窓口で、<br>贈与契約書に記載の金額を随時お預け入れいただけます。<br>※お取引店以外の窓口、ATM、ダイレクトバンキング、お振り込みでのお預け入れはできません。                               |
| お引き出し方法   | 原則、お取引店の窓口でお引き出しいただけます。<br>※ATM、ダイレクトバンキングでのお引き出しはできません。<br>※お取引店以外でのお引き出しやお取引店の変更をご希望の方は、当行の窓口までご相談ください。<br>※非課税措置の適用には「領収書等」を当行の窓口にご提出いただきます。 |
| 手数料       | 無料                                                                                                                                              |
| 中途解約の取扱い  | 本口座の中途解約はできません。                                                                                                                                 |